マイナ保険証移行後（１２月２日以降）のお願い

マイナ保険証の利用登録をしている方
　　原則としてマイナンバーカードにより医療機関を受診してください

マイナ保険証未登録の方
　　現行の保険証を提示して医療機関を受診してください

現行保険証を紛失した方、新規採用などで新たに加入者となった方
　　保険証の代用となる「資格確認書」を交付します
　　確認書を提示して医療機関を受診してください
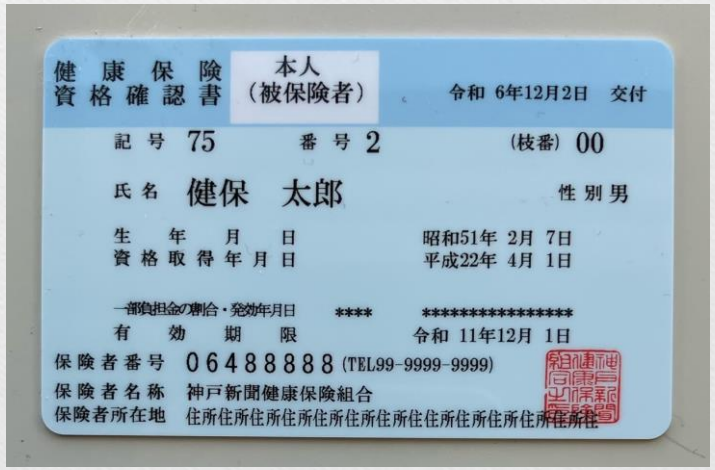
＊資格確認書について
　従来の保険証と同じ大きさのプラスチック製カード型で、色調や表記内容もほぼ同様。左上に「健康保険　資格確認書」と記され、有効期限は一律で令和11年12月1日。「一部負担金の割合・発効年月日」は不記載のため全カードで「＊」が並ぶ。当面は従来の保険証を所持しない新規加入者、従来の保険証を紛失した人に限り発行。従来の保険証が完全失効する2025年12月2日、マイナ保険証未登録の加入者全員に発行する予定。